

帝国大学体制形成期における学位制度の成立に関する考察

中野 実

目次

- 一 はじめに
- 二 得業士の創設と学生の批判
- 三 諸規程案の比較検討
 - (一) 種類
 - (二) 授与者
 - (三) 授与要件
- 四 おわりに

『年史』において十分に分析されなかつた学位制度の創設にかかる史料を取り上げた。第二に初代文部大臣森有礼の学位觀と学位制度史料との関係を中心に分析した。本稿はこの意味において制度の成立過程の分析とともに、森の学位觀を検討することになる。第三にこれまでまったく知られていなかつた学生たちの懇願願書を取り上げる。懇願書は一八八五年四月に東京大学首腦部に提出され、学士学位に対する学生たちの意識が正直に表現されていた。それは学位制度成立の社会的基盤の一端を示していた。

本論に入る前、前史の概略を記しておく(二)。

本稿の取り上げる時期には、東京大学においては学部卒業すなわち学士学位の授与が行なわれていた。一八七八(明治一一)年十二月、文部省から東京大学に対して学位授与の権限を付与する旨の通達があつた。大学側は授与の方法、規則などを調べて、まず一八七九年二月八日に法理文三学部、医学部の両綜理から回答を行なつた。それはすべての卒業生に得学士の学位を与え、各自の専攻学科名を

冠するという案であった。たとえば法学得学士などと称する。ただし採鉱、土木、機械などには例外があり、採鉱工士、土木工士、機械工士などと称することにした。これに対して得学士の名称に文部省から異議が出され、二月十七日に学士と改める旨を達した。大学側はさらに四月十一日に伺書を提出し、基本的に学部の称を冠することにした。六月に入り、法理文三学部は学位授与の規則、医学部は学位記を定めた。たとえば法理文の規則においては「第一 本部ニ於テ一学科課程ヲ全ク履シ每試業ニ合格シ遂ニ卒業証書ヲ得タル者」に学位を授与し、医学部は「第一条 医学本科卒業試業ヲ及第スルモノハ医学士ノ称号ヲ与フヘシ」と規定した。この結果、一八七九年七月十日に法理文三学部、十月十八日に医学部において、それぞれ学位授与式が挙行された。一八八一（明治一四）年七月九日には四学部統一の学位授与式が行なわれた。

二 得業士の創設と学生の批判

一八八五（明治一八）年四月、「法理文学部第三年生及医学部三等学生ヨリ学位ノ義ニ付總理ヘ懇願書」が提出された^(二)。懇願書の署名者は六一人、前年十二月現在の当該学年の人数は八三人しかいなく、約七三%の署名率である。学生の総意といつていいだろう。結論をさきに言えば、懇願書の骨子は「学士」学位をこれまで通りに卒業証書と一緒に授与してほしい、という既得権益の擁護にある。懇願書を提出させた原因は、これより二年前の一八八三（明治一六）年二月十三日に創設された得業士学位規則にあった。彼らはこの制

度が適用される最初の学生に該当した。まずこの得業士学位の制定と内容を見てみよう。

一八八二（明治一五）年六月十三日加藤弘之總理は、文部卿福岡孝弟に宛てて「本学々生学科卒業ノ者試問ヲ經タル後学位授与ノ儀」を伺い出た^(三)。本文は左の通り。

本学々位授与ノ制タル、從來法理文学部ニ於テハ毎學期并毎學年ノ試業ニ合格シタル者ニハ卒業証書并学位記ヲ付与シ、医学部ニ於テハ理科試業并ニ卒業試問ニ合格シタル者ニハ是亦卒業証書并ニ学位ヲ授与スルノ成規ニ有之候処、今日ノ如ク卒業生ニ直チニ学位ヲ授与スルモノトセハ、学位ト卒業証書ト毫モ輕重ナク、特ニ学士ノ学位ヲ授クルモ其学士ノ榮称タル所以ノ実ナキモノニシテ、且卒業生中學力優等ノ者ト辛フシテ試業ヲ完フシ卒業シタル者トヲ比較セハ其、學力或ハ霄壤ノ差ナシトモ謂フヘカラサル義ニ有之、故ニ今斯ノ如キ者ト雖皆一樣ニ之ニ学士ノ学位ヲ授与スルトキハ幾分力学士ノ品等ヲ下タシ、隨テ社會ノ信用ヲ薄カラシムルニ至ラサルヲ保シ難キ義ニ付、別ニ学士試問ノ規則ヲ設ケ、卒業後特ニ其學力ヲ考試シ、以テ学士ノ学位ヲ授与スルコトニ相改メ、且其考試ハ志願ノモノニ限り施行スルコトニ致度、尤卒業生中辛フシテ試業ヲ完フシ、学士試問ヲ受クル能ハサル者ト雖、其学フ所ヲ以テ一職一業ニ從事スルニハ充分學力アルハ勿論ノ義ニテ、且ツ數年間刻苦勉励其業ヲ卒ルハ固ヨリ尋常容易之業ニモ無之候ニ付テハ、卒業証書ヲ授与候節、俱ニ得業士ノ学位ヲ授クルコトニ致度、然ルトキハ學事獎勵之

旨趣ニモ相協ヒ候義ト存候、尤右ハ現今予備門一級生并医学部預科第一等生之本科ヲ卒業スヘキ節ヨリ実際施行致度候、仍テ此段相伺候条裁可相成度候也

但本文裁可相成候ハ、学士試問規則相定更ニ可伺出候条、此段付陳候也

文部卿はこの伺に対し、翌年の一月三十一日に「伺之趣聞届候条、其規則取調可伺出候事／但本件実施之儀ハ既ニ本科ニ在ル者若クハ本科某級以下ニ在ル者モ可成此規則ニ準拠セシメ候様、精々取調可致、尤其既ニ本科ニ在ル者ニシテ到底此規則ニ拠リ处分難致分ハ、其進級卒業等ニ「層注意可致候事」と回答した（^四）（引用文の／は改行の印、以下同様）。

東京大学はこれを受けて、二月十三日に「新ニ得業士ノ学位ヲ設ケ、現時法理文学部ニ於テハ第一年学生、医学部ニ於テハ五等学生ノ卒業期ヨリ始メ、爾後各科卒業ノ者ニ授与スルコトトシ、從前授与セシ法理医文学士ノ位号ハ、更ニ高等ノ試問ヲ歴テ登第スルモノニ限り授与スルコト」を定めた。しかし得業士学位、「高等ノ試問」の具体的な規程類はついに定められなかつた。

以上な経緯を経て制定された得業士学位の理由は、（一）学位と卒業証書とに輕重を付ける、（二）優等卒業生と劣等卒業生とに差異を設ける、差別化する、とまとめられる。得業士は卒業生に与え、学位は卒業生中志願の学生に限り、学士試問規則による考試を経て授与する。その背景として、これまでのように一様に学士の学位を

授与していると「幾分カ学士ノ品等ヲ下タシ隨テ社会ノ信用ヲ薄カラシムル」と記している。この制度は「あたかも英國のオックスフォードやケンブリッジの大学における優等学位制度 Honours Examination, Tripes の如き方策^(五)」と評価されている。

この規則改正の背景は、いまだよく分かっていない。これまでに、すなわち一八八二（明治十五）年十月までに、総数三一七人の学士を出していた。この三一七人の中に、学士の品位を汚し、東京大学の社会的信用を失墜させた卒業生がいたために、改正論議が起つたのか。あるいは制度そのものの欠陥のため起つたのか、よく分からぬ。ただ、規則改正により甚大な被害を蒙る、と感じた者がいた。それがここに取り上げた懇願書を提出した学たちである。そこの彼らの言い分を聞いてみよう。

懇願書は楷書にて約一万二千字の長さになり、末尾にイロハ順に六一人の署名がある（ただし直筆ではない）。「檢印錄」（明治十八年）に收められており、欄外に「檢閱」とあり、總理を除く、副總理以下法理医文四学部長の捺印が押されている。

彼らはまず得業士の創設は、自分たちの能力がそれ以前の卒業生に比して劣るからではなく、大成を期すには大学卒業後も在学中と同様に精進が必要である、という後進を奨励するための措置であると認識している、と言う。しかし、その本人たちに「前途ノ障礙」となるのでから廢止してほしい、と。四つの理由が指摘されている。第一は学士号取得により医学校教員、判事、代言人（弁護士）などに無試験にて採用されたが、得業士の創設によつてもそれらの規則

改正は行われていない。能力の違いによるのではなく、獎学のためであるならば、卒業すなわち学士という特例が自分たちになぜ適用されないので、と第一に反対する。実際の理由を引用しておこう。

生等以前ノ卒業生ニ厚クシテ生等以後ノ卒業生ニ薄キノ理由之レナク候故、同学異名ニ止マリ学士ト等シク右等ノ特例ニ与ルヲ得ヘキトハ信シ候得共、若シ同等異名ニ非スシテ降テ学士ト等ヲ異ニシ、学士ノ特例ニ与ルヲ得サルカ如キアラハ、生等ノ不便何ヲ以テ之ニ加ヘン

第二には得業士という低い「学位」のため将来の出世（昇進）が覚束ない、という理由である。彼らの競争相手は誰か。「方今学士ノ称号ヲ付与スルモノ本学ニ止マラス工部大学校ト云ヒ、旧司法省法学校ト云ヒ、駒場農学校ト云ヒ札幌農学校ト云ヒ、皆卒業生ニハ学士ノ栄位ヲ与ヘテ得業士ノ称ナシ」と。社会とは「名」である。社会的に周知されず、本人たちもよく分からぬ得業士と、それまでの学士とのどちらが社会的に厚遇され、冷遇されるか。実地の機会が与えられなければ、ますます成果は挙らない、と述べる。

第三は最初の卒業生を出したのち、教則は益々整頓して、学科は益々高尚になり、日々進歩してきているのに、どうしてそれ以前の卒業たちに比して自分たちは劣るのか。「若シ俄カニ一等ヲ下シ生等ヨリ以還生等以前ノ卒業生ト同等ノ栄誉ヲ享クルヲ得ス、同等ノ特例ニ与ルヲ得サラシメハ、是レ或ハ權衡ヲ失スルニ似タリ」と。

第四は、文部省においても大学の卒業生には学士を与える、卒業生は学士であるとしており、また社会においても学士の称号で不都合はないはずである。同等の学力のものには同等の名称、学士の称号を付与すべきであり、自分たち以後の卒業生たちに「高等ノ試問」などを行うべきではない、と。

最後に彼らは記す。「実ニ教員医師代言師ノ如キハ社会ノ表面ニ立チ、社会ノ模範タリ、社会ノ先駆タリ、最モ社会ノ信用ヲ重スルノ業ニ於テハ其位名ノ関係最モ多キモノニ有之、生等以後ノ学生ニシテ是レ等ノ業ニ志アル者ニ取りテハ不幸ノ至リト奉存」と。維新时期から約二十年、「学士」学位は学生たちの意識を捉えて離さなかつた。学士という名称を基本にすれば、さらに高等の称号を創設することは構わない、とまで言っている。例示しているのは大学士、博士、専門学士であり、果ては得業士まである。さきに結論を記したように、彼らが切に願ったのは「何卒前陳ノ事情御推察被下、生等以後ノ卒業生ト雖モ、從来ノ通り直チニ学士ノ栄位ヲ付与セラレ度」であった。

三 諸規程案の比較検討

本稿において取り上げる四つの学位規程（案）は、以下の通りである。

①一八八五（明治一八）年十月十五日の東京学士会院における森有礼の「博士ノ称号ヲ更ニ設置」するために行った演述⁽¹⁾（以下、森素案）

②帝国大学令案付属資料として添付された「参考甲号 学位条令草案」(モ)（以下、第一次草案）

③一八八六（明治一九）年四月二十六日付けにて文部省学務局長折田彦一から帝国大学総長へ回付された学位条令草案(エ)（以下、第二次草案）

④一八八七（明治二〇）年五月二十一日に制定された学位令(エ)（公布正文）

右の四つの諸案の中間、①、②と③、④との間に帝国大学令の公布があり、必然的にこれを境に二つに区分される。前者と後者とのもつとも大きな違いは、帝国大学（東京大学）の位置付けにかかわる。前者の特徴は、東京大学が資格、推薦、授与にまったく関わっていないことにある。

まず四つの案（説明）の書誌的解説をしておこう。

①は森が一八八五年第七三会の東京学士会院において行なった説明である。学士会院は前年十一月から組織改正にゆれており、その中心人物も森であった。当日の学士会院紀事を読む限りにおいて、あらかじめ予定された趣旨説明ではなく、かつ博士号設置に決着が付けられたわけでもない。「紀事」（第七三会）の末尾には「斯他論弁紛涌シテ数岐ニ分派シ容易ニ之レカ可否ヲ判定シカタク、且延長ノ時間ヲ経過シタレハ、会長ハ衆員ニ向テ斯問題ハ到底一場ノ議論ニテ決シ難ク、又博士ノ称号ヲ授受スルノ時期カ切迫シタルニモ非ザレバ須ラク後議ニ譲ルベキノ旨ヲ述へ、本日ノ會議ヲ畢レル」とある。しかしこののち同院にて博士号授与の件が話し合われた形跡はない。森は「博士ノ称号」の件を学士会院に持出したことについて「但其〔博士：中野注、以下同様〕品級ハ誰カ之ヲ定メ、誰カ之ヲ授ケルヲ善トスベキカ、斯事ヲ議定スルハ本院蓋シ其所ナルベシ、是ヲ以テ院議ヲ決定シテ、文部卿ニ申告シ、之ヲ太政大臣ニ建議セシコトヲ欲スルナリ」と学士会院の果たすべき役割を述べていた。会院の議論はあくまでも学位ではなく、称号としての博士号にあつた。案件を巡り提案者森と東京大学総理加藤とが鋭く対立した。森と加藤の対立は深く、これが引き金となり加藤は東京大学総理を辞し元老院に転出した、と言われている。二人以外の発言者は中村正直が「博士の称号を授ケルコトハ世ノ学者ノ為メニハ大ニ佳挙ナルベシ」と一人提案に賛同しており、ほかは神田孝平、大鳥圭介にすぎない。

法令形式を備えた最初の学位規程が②になる（第一次草案）。全四条の短い条令にすぎない。帝国大学令案には学位授与の要件として「第四条 分科大学卒業生及同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ大学院ニ入り学術技芸ヲ致究シタル者ハ定規ニ拠リ試験ヲ經タル後之ニ学位ヲ授与スル」とあり、また公布正文もほぼ同様の規程であるが、第一次草案との関連は不明である。帝国大学令案により授与要件を示し、②において、学位の種類、授与権者、授与方法、待遇を規定した。

③の前文には「学位条例草案別紙五通及御回付候条御意見モ候ハ、早々御申出相成度候也」とある。理科大学教授矢田部良吉の日記にもあるように、実際この条令は審議され、文部大臣に説明書と

ともに提出されていた（二〇）。しかしその内容は不明である。なお、帝国大学に対するはさらにもう一度学位令草案が照会されていた。この年十二月十六日、評議会は文部省総務局長から評議官の意見について照会があつたとして、学位令草案を議案として審議を行つてある。照会のあつた学位令草案、および審議の内容とともにこれもまた不明である。断片的に伝えられる記事には「学位ハ帝国大学令ノ

第四条ニ依リ〔^{評入}大学ニ於テ〕^{前除}授与スルモノトシ其称号ハ法〔科〕^{前除}学士、医〔科〕^{前除}学士等ト為シ〔■限り〕待遇ニ関スルモノハ別ニ位階等ヲ授ケラルヘキコトニ定メラレ〔タ〕シ、大学博士ノ如キハ穩ナラサルシ^{〔マニ〕}ステ大学ノ文字ヲ、尚学位ハ■■志学ヲ待遇スル■■称号■■、但法学士等タルコトヲ、ノ称号ヲ省令ニテ公示シタキコト、法科医科等ノ得業士称号ヲ授ケルコト省令ヲ発シ、大学ニ於テ之ヲ授与シ、矢田部ノ説ハ原案ヲ賛成ス」云々とある。この断片が注目されるのは、大學が学位を授与する、と明記している点にある。本稿の文脈に置くと、加藤の大学論の系譜に繋がる見解に当たる。

この第二次草案には附則がある。学位及び得業生の称号を、本条例に拠らなければ、授与することも称することもできない、という禁止条項がある。学位及び得業生の濫授を防ぐためか、又は独占のためか、あるいはほかに理由があるのか、判断は留保せざるを得ない。

さいごの④はまさに勅令として公布された。第一次の条令草案から約一年、第二次から半年経過していた。森の発議からは一年半であつた。この段階に至り帝国大学令第四条との対応が図られた。た

だ、第一次草案には盛り込まれていた大学卒業生に対する呼称の件は未決着であった。大学卒業生の学士称号の件は、翌六月に帝国大学が発議して、七月に決定された。

以下、三つの事項に分けてその変化を見ていこう。

（二）種類

森素案の趣旨は文明化の推進、後進奨励にあつた。すなわち「抑モ是等ノ称号ハ世ノ之ヲ享有スヘキ人ニ在テハ固ヨリ其意ニ介セザルヘキモ、文化ヲ進マシムル為メニハ未タ之ヲ享有セザル人ヲシテ其心思ヲ鼓舞奮興セシムル等ノ裨益少ナカラザルヘシ」と。さらに博士に「品級」を設定することにしていた。明治初年のころの大中少の三段階にするかどうかは課題としているが、大博士、少博士の授与要件は具体的に挙げていた。学士会院における一つの議論がこの「品級」にあつた。まず加藤が「博士号ニ品級ヲ立ルハ官吏ニ類シテ宜シカラズ」と反対意見を述べた。さらに大鳥もまた「博士ノ称号ハ一品ニ止レルカ宜シ、之ニ階級ヲ設ケルハ宜シカラズ」と意見を開陳した。この記録からは、博士に種類を設けることは多くの賛同を得ていなかつたということが言える。

しかしこの例会において森が提示した大博士と少博士の「品級」は、②の第一次草案に引継がれている。すなわち「第一条 本条令ニ拠リ大博士少博士ノ学位ヲ定ム」とそのまま採用された。二つのこと確認しておこう。第一はこの段階において博士は「称号」から「学位」に変化していること。第二には帝国大学令第四条との対応

応は付けられていないこと、である。第一次草案は、ほかの条文を勘案すると、森素案を成文化したものであり、学士会院における議論はなんら参考にされなかつたと思われる。

それに対して第二次草案③は折衷的色彩が濃い規程案になつてゐる。まず第一次草案の大博士、少博士、それまで東京大学が授与していた学士学位、さらに得業士ならぬ得業生、と四つもの種類が盛り込まれていた。学位は学士、少博士、大博士となり、得業生は称号になつた。帝国大学令との関係は明示され、学士学位は「第十一條 帝国大学院ノ学業ヲ卒ヘタルモノ若クハ之ニ等シキ学芸ヲ有スルモノニシテ学士ノ学位ヲ賜ハルベキモノアルトキハ文部大臣之ヲ奏請シ帝国大学総長之ヲ宣行ス」となつてゐた。このため学士を得るために大学院を経ることとなり、「法科及医科大学卒業生ノ如キ殊ニ称号ニ執心シ、漫ニ大学院ニ入ルノ傾向アリ」という事態が生じていた⁽³⁾。なお、第十四条において「大博士少博士学士ノ学位及得業生ノ号ハ本条例ニ依テ受領シタルモノ、外ハ之ヲ称スルコトヲ得ス」の規程は私立専門学校における卒業生称号に対し、影響を及ぼすものであつた。東京専門学校は卒業式を得業式と呼び、卒業生は得業生と呼称していた。

しかし④になると大博士と博士の二つに絞られる。帝国大学発足後約一年が経過していた。学士と得業生の称号が消滅した理由を記した資料はない。ただ若干の推測をしてみよう。まず前年一八八六年七月に帝大は第一回目の卒業生を出していたが、彼らは学士ではなく、ただの卒業生となる。さきの学生たちの懇願書にもあるよう

に、学士と卒業生とでは軽重甚だしく、均衡を得ていない、と考えられた。さらに学士を学位として大学院と関連付ける第二次草案にすると、さきの指摘にもあるように、濫りに大学院入学者が増加して、ついには博士の濫授に至るといふことも参照されたであろう。これらが勘案されて、最初の森素案に近い博士と大博士の二つの種類に落ち着いた。学位令と素案には二種類という形式的側面の共通性があるが、授与資格、授与権者の規程はまったく異なつてゐる。さらに森が博士称号を設定する時に極力排除しようとした東京大学時代以来の制度が、再び採用されることになつたことは、森の蹉跎といえるだろう。

(二) 授与者

誰が学位を授与するか、学位授与権を誰が持つか。この課題は学位及び大学の本質にかかる。一九二〇年七月の学位令（第二次）までは、日本の学位は文部大臣から授与され、帝国大学はその授与要件を審査し、推薦するだけであつた。その原型がこのとき作られた。

森は①の趣旨説明にあたり授与権者を特に明言しなかつたが、その後に加藤が「博士号ハ誰ヨリ賜フベキ所ナルカ」とさつそく疑義を提出した。（なお加藤の発言が天皇からの下賜を前提にする言説を使用しているが、これは「紀事」作成者による加藤発言の改竄と思われる）。森は「大博士ノ如キハ、天皇陛下ヨリ賜ハルベキ所トス」と断言した。これを皮切りに加藤と森との間に激しい応酬が

なされる。加藤は「是等ノ称号ハ元來大學ニ於テ授クル方至當タルベシ、彼ノ大師号ノ勅授トハ同日ノ論ニ非ス、[中略]現今大學ニハ學士号アリ、故ニ其上ニ博士号ヲ置キテ大學ヨリ之ヲ授クルハ何如、又歐州ノ制ニテモ是等ノ称号ハ多ク皆大學ヨリ出ル者ナリ」と、現状を踏まえ且歐州における大學の權能の一つとしての學位授与權を主張しており、いわば「正統的大学論」を展開する。それに対しても森は答える。「我大學ヲシテ全ク彼ノ如クナラシメハ此称号ヲ大學ニテ授クルモ可ナリ、然ルニ今我大學ハ大藏卿ニ仰ク所ノ金額ニ依リテ以テ維持スル者ナレハ、半ハ衙門ニ類似シ半ハ大學ニ類似シタリ、其學生ノ如キモ學資ノ支給ヲ官ニ仰キテ肆業スル者ナレハ未タ信ヲ天下ニ得ルニ足ラス」と。期せずしてこれは明確な森の東京大學論となつてゐる。森は東京大學を國家からの財政的支出を以て運営される行政機關であり、教育研究機關でもあると述べていることから推測すると、彼の歐米の大學イメージはイギリスのオックスフォード、ケンブリッジ、アメリカのハーバードなどの私立大學にあり、フランス、ドイツのそれでないということになる。國庫から財政的援助を受けても、大學という中世以来の制度が持つてきた自治的慣行や權能を認める、ということは森にはなかつたようである。さらにいえば、東京大學における人材養成についても、「未タ信ヲ天下ニ得ルニ足ラス」と断定した。加藤は「何レニシテモ博士号ヲ政府ニテ授クルハ不適當ナリ」と再言する。森の発言を、自分らの管理する東京大學の無視と世界の大學史からの逸脱という二重の意味において、許せなかつたのであろう。森は大學なり學士会院な

り称号授与の総括機關が必要であるが、學士会院は「老學者ノ集合ナレバ何學科ヲモ包含セリ、故ニ本院ニ於テスル方宣シカラン」と述べた。加藤はあくまでも大學の授与權に固執して「方今大學ニ學科ノ欠アルモ本院ニ置クベキ學科ナレハ終ニ大學ニ之ナシト謂フベキ理ナシ」と再論し、ついに「歐制ニ倣テ歐人ノ為サ、ル事ヲ為ストキハ能ク之ヲ熟慮セサレハ徒ニ彼ノ笑ヲ惹クノ虞アラン」とまで警告を發していた。これに対して森は歐州には東京大學みたいなものも歐州にはないと、切り換えた。決定的な対立を示していった。

なお、神田孝平は學士会院にて授与するにしても、博士号を持つてない者が授与することは「無中カラ有ラ生スル」ようなものである、と授与手続きについて發言していた。これに対して森は「學士會員ハ各先ツ博士ノ稱ヲ得テ然ル後ニ他ニモ贈与スルコトナリ」と応答していた。森の考えは、当初から學士会院員を博士集團の母體にすることにあつた。

②を見てみよう。大博士と少博士とはそれぞれ異なつてゐる。大博士は「文部大臣及學士会院ニ於テ大博士ノ學位ヲ賜ハルニ適當ト認ムル者ハ文部大臣ヨリ之ヲ上聞ニ達スヘシ」（第一條）、少博士は「文部大臣ニ於テ少博士ノ學位ヲ授クルニ適當ト認ムル者ハ上聞ニ達シ勅裁ヲ經テ之ヲ授与ス」（第四条）。大博士は勅任官、少博士は奏任官に列すると官階が決められた。大博士は文部大臣及び學士会院、少博士は文部大臣が認定して、ともに大臣が天皇に報告して、

大博士は天皇から授与され、少博士は文部大臣が授与する、と推測される。さきの学士会院における議論も踏まると、ともに文部大臣が中心的役割を果たし、学士会院もそれに参画するという形式になる。帝国大学の関与する余地はほとんどない。ただ、大博士の授与要件の一部（第二条「学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ学力優等ニシテ」云々）に大学院の目的文言が使われているにすぎない。

③になると、大きく変化する。

まずもつとも厳しい条件にある大博士は「文部大臣ニ於テ大博士ノ学位ヲ賜ハルニ適當ナリト認ムルモノアルトキハ学士会院及帝国大学ニ諮詢シテ之ヲ奏薦スヘシ」（第四条）、「大博士ノ学位ヲ授クルハ内閣総理大臣之ヲ奉行ス」（第五条）。ついで少博士は「文部大臣ニ於テ少博士ノ学位ヲ賜ハルニ適當ナリト認ムルモノアルトキハ之ヲ奏薦スヘシ」（第八条）、「少博士ノ学位ヲ授クルハ文部大臣之ヲ宣行ス」（第九条）となり、さいごの学士は「帝国大学院ノ学業ヲ卒ヘタルモノ若クハ之ニ等シキ学芸ヲ有スルモノニシテ学士ノ学位ヲ賜ハルヘキモノアルトキハ文部大臣之ヲ奏請シ帝国大学総長之ヲ宣行ス」（第十一条）となる。③の注目される点は、天皇授与がなくなり、内閣総理大臣があらたに登場している点にある。学位の品級は大博士、少博士、学士の順序とあり、授与者は内閣総理大臣、文部大臣、帝国大学総長の順になっている。学位授与順序が行政組織機構に倣つて決められていた。帝国大学総長は学士と得業生を専担したにすぎない。②に比すれば、帝国大学が授与権者の一人として位置付けられたことは大きな変化に違いない。しかし文部大臣の

権能が弱まったわけではない。さらに大きな変化は、大博士授与については、文部大臣の一存にて決められなく、「学士会院及帝国大学ニ諮詢」することにしている点にある。第二次草案が折衷案的色彩の濃い案であることを示していた。帝国大学令がすでに公布されているため、③において帝国大学をからませるのはいうまでもないが、学士会院もまた関与させていた。

ついで④になると、授与者は文部大臣ただ一人になり、博士については帝国大学評議会、大博士については閣議の経ることになった。この体制は一九二〇（大正九）年の学位令改正まで継続した。学士会院の存在はどこにもなくなつた。

（三）授与要件

①の森素案は、少博士の要件のみが語られている。「年齢ニハ関セス大学教授以上ノ学力アリテ端正ナル人」とある。第一の要件にあげられている「大学教授以上ノ学力」保持者には、誰が該当するのか、「以上ノ学力」の基準はどのように設定されているのか、不明な点が多い。しかしこの要件が注目されるのは、大学教授の学力の上に博士を置いていることと、さらには人格的側面をあげている点にある。

②の第一次草案には、①とは逆に大博士のみの要件が記された。帝国大学令の大学院規程の一部を採用して「学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ学力優等ニシテ」（第二条）とあり、少博士には具体的な基準が示されていない。①の少博士要件との整合性もほとんど認められない。

い。②の段階は帝国大学令との関係が優先されたために、このようないきな基準になつたと思われる。学位授与は帝国大学と関係せざるを得ない、という状況になつていてことを示していた。

折衷的な③になると、それぞれの学位に明確な授与要件が示される。まず、学士は「学術技芸ノ蘊奥ヲ研究シタルモノニ授クルモノトス」（第一条）、つぎに少博士は「学術技芸ノ蘊奥ヲ研究シ且ツ学林ニ功績アルモノニ授クルモノトス」（第二条）、さいごは大博士「学芸俊秀且ツ学芸ヲ以テ帝室國家ニ勲功アルモノニ授クルモノトス」（第三条）となる。さらに得業生は「帝国分科大学ノ卒業生中學芸優等ノモノハ帝国大學總長ヨリ文部大臣ニ稟請シテ得業生ノ号ヲ与フルコトヲ得」（第十三条）と規定された。以上の規定から、学士、少博士、大博士という三つの「品級」が示され、さらに分科大学、大学院を経て、学界への貢献、国家への貢献というように階梯が設定されたことが分かる。人格的側面の代って、今度は「学芸ヲ以テ帝室國家ニ勲功」という国家的貢献の要素が新しく加味された。これらの諸点からも、③は一方において森の構想が盛り込まれるとともに、他方において帝国大学の存在を基礎にして学位体制が組み立てられる、という折衷的色彩を色濃く持つていた。

④になると、授与資格は「大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者」（第三条）が基本になる。このほかに大学院と「同等以上ノ学力アール者」に対して帝国大学評議会の議を経て授与することになる。大博士は「博士ノ会議」において「学問上特ニ功績アリト認メタル者」に授与された。③と比較すれば、国家的貢献がなくなりアカデミック

四 おわりに

森は博士号の新設にあたり、それらを大学の権能の一つとしてあらたに付与するという発想ではなく、国家（文部大臣）のあらたな権能として考え、推進した。授与権者を文部大臣に死守した点において、森の意図は貫徹されたといつていいだろう。しかしその具体的な手続き、授与要件などは帝国大学との密接な関係を持つことになつた。森にとつてはこの点において不本意な結果となつた。

寺崎氏の「学術的権威を『國家』の論理のもとに秩序化しようという森の構想は消えた」（二二）という評価は正鵠を得ていた。こののち学位令に基づき、博士が誕生してくる。森は博士会議を創出し大博士を出すべく、帝国大学に対し博士候補者の評議を行なつた。しかし帝国大学評議会が森の意図通りに博士候補者を推薦しなかつたため、若干の紛議が生じた。この点は先行研究（二三）に譲り、ここでは博士号称与の学力検定と、森の学位令公布後の言説を見ておこう。

「博士学力検定規則」と題された史料が渡辺洪基文書にある（四）。一応条文の体裁をとつており、学位令を上位法令として、文部省令の形式にて公布が予定されていた。この条規は実際には制定されないため、博士号授与の構想を伺う史料として検討してみよう。多くの修訂と条文の移動などがあり、正確な全体像を示せないこと

ク的な貢献になつた点が決定的变化といえる。日本の学位制度は帝国大学大学院を基盤とする、に落着した。

を、あらかじめ断つておきたい。

まず、本条規は大学院の定期試験修了者以外のものに対する学力検定である。森がのちに学力偏重と指摘する傾向がすでに芽生えていた。第一条は学力検定の方法、第二条学力検定出願の手続き、第三条は大学院定期試験修了者以外のうち、とくに帝国大学、旧東京大学、元工部大学校卒業生などに対する博士号授与の特例となる。第三条规定により、文部省第一回留学生として派遣され、経歴は東京開成学校中退となっていた帝国大学法科大学教授穗積陳重などが、博士該当者になれた。第四条は予科、本科の学力検定、第五条は博士企望者名簿の登載、第六条は検定時期となる。第四条の予科、本科は現実形態としては高等中学校、帝国大学分科大学と推測される。第七条は博士企望者の指導、第八条は施設利用、第九条（史料には第八条のまま）試問料、という構成になつていて。

本条規は以下の点において注目される。第一は博士学位の授与にあたつては学力検定が基本とされた点である。学力検定は帝国大学分科大学学生と同等の学力を担保するための措置であるが、帝大関係以外の多くの知識人を排除することになる、と思われる。第二は学位授与機関として帝国大学を位置付けていること。志願は直接受けなく、文部大臣を経ることになつていて。第三は博士企望者を大学院学生と同じ待遇している点にある。以上の諸点を勘案すると、本条規は帝国大学を中心とした、学術的意義における学位授与が考えられていて、といえるだろう。

森は、一八八八（明治二二）年五月七日文部省に於ける第一回学

位授与式にて演説している（五）。この日はさきの紛議の結果、誕生した博士たちの授与式にあたる。学位令の発布は、国家社会の生存と秩序のためと、個人の学識顕彰のためであり、「決シテ外国ニ学位ノ制アルカ故ニ非ス、亦本邦ノ往時ニ斯ノ如キモノアリシカ故ニモ非ス」と日本独自の制度を強調することにより、大学の機能としてではなく、後進のため、上流人種の責務である。大博士の標準は学識と公益ある大著述にある。しかし大著述は見当たらないため、学術上功労ある人物一世に公益をもたらした者一人に授与しても可である、と話を継いでいた。さらに、翌一八八九年一月二十八日、文部省において直轄学校長に対して行つた演説の中でも、学位令に言及している（六）。彼は博士、大博士を問わず、資格の査定を学力、功勞、著述の三つに拠るべきであると述べ、過去二回の資格査定を「単ニ学力ニノミ偏スルカ如シ」と不満を露にしていた。そして「学位ハ之ヲ受クル者ノ為メノミナラス、亦其影響ヲ以テ社会全般ニ良結果ヲ生スルヲ期セサル可ラス」と発言した。

これらの発言から二つのことを指摘しておこう。一つは①の森は草案の段階にて加藤と論争になつた視点、学位授与を大学の機能しない、という視点を放棄していなかつた。二つめは帝国大学体制と結びついた学位制度を決して積極的に評価していないこと、である。（史料の引用にあたつては、適宜句点を付した。判読不能文字は■を以て示した。）

注

(二) 「東京大学百年史」(通史一、一九八四年)、寺崎昌男「プロムナード東京大学史」一九九二年、七八〇九六頁、などを参照した。

(二) 「一七四 法理文学部三年生及医学部三等学生ヨリ学位ノ義ニ付總理へ懇願書」『検印録』(明治十八年)、東京大学史史料室所蔵

(三) 「東京大学百年史」(資料二)、一九八四年、七九一頁
(四) 同前書、資料一、七九一頁
(五) 前掲書、通史一、六〇五頁
(六) 「日本学士院八十年史」、一九六一年、三〇六〇三〇八頁
(七) 前掲書、資料一、一二二二頁
(八) (九) 同前書、資料一、七九二一、七九三頁
(一〇) 摘文「帝国大学成立に關する一考察」『東京大学史紀要』第三号、一九九五年参照

(一一) 「五十〇 分科大学通則試業及卒業証書ノ規程ニ第十二項ヲ追加ス(学士称号ノ件)」『大臣准允』(明治二十年)、東京大学史史料室所蔵。

(一二) 前掲寺崎、八七頁

(一三) 最初にこの事件を取り上げたのは寺崎「帝国大学における

最初の学位授与顛末」『大学史研究通信』第九号、一九七五年である。のち前掲通史一、寺崎(一九九二年)、佐藤広志「日本における最初の博士集団」広島大学大学教育研究センター

編『大学論集』第二二号、一九九三年などがある。

(一四) 「文部省令 博士学力検定条規」(仮番号七七)、渡辺洪基文書、東京大学史史料室保管

(一五) 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻、一九七二年、六一八
→六一九頁

(一六) 同前書、六六八頁

史料

(二) 学位令草案 一八八六(明治十九)年二月前後

第一条 本条令ニ拠リ大博士少博士ノ学位ヲ定ム

第二条 学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ学力優等ニシテ文部大臣及学士会院ニ於テ大博士ノ学位ヲ賜ハルニ適當ト認ムル者ハ文部大臣ヨリ之ヲ上聞ニ達スヘシ

第三条 大博士ノ学位ヲ賜ハリタル者ハ勅任官〔付差別除二列スル〕ノ待遇ヲ受クルモノトス

第四条 文部大臣ニ於テ少博士ノ学位ヲ授クルニ適當ト認ムル者ハ上聞ニ達シ勅裁ヲ經テ之ヲ授与ス少博士ハ奏任官〔付差別除二列スル〕ノ待遇ヲ受クルモノトス

(二) 学位条例草案 一八八六(明治十九)年四月二十六日付照会

第一条 学士ノ学位ハ学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シタルモノニ授クルモノトス

第二条 少博士ノ学位ハ学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ且ツ学林ニ功績アルモノニ授クルモノトス

第三条 大博士ノ学位ハ学芸俊秀且ツ学芸ヲ以テ帝室國家ニ勲功アルモノニ授クルモノトス

第四条 文部大臣ニ於テ大博士ノ学位ヲ賜ハルニ適當ナリト認ムルモノアルトキハ学士会院及帝国大学ニ諮詢シテ之ヲ奏薦スヘシ

第五条 大博士ノ学位ヲ授クルハ内閣總理大臣之ヲ奉行ス

第六条 大博士ハ勅任官二等ノ格式ヲ以テ之ヲ待スルモノトス

第七条 大博士意見アルトキハ直チニ上奏建議スルコトヲ得又帝室ノ顧問ニ応スヘシ

第八条 文部大臣ニ於テ少博士ノ学位ヲ賜ハルニ適當ナリト認ムルモノアルトキハ之ヲ奏薦スヘシ

第九条 少博士ハ奏任官四等ノ格式ヲ以テ之ヲ待スルモノトス

第十条 少博士ハ奏任官四等ノ格式ヲ以テ之ヲ待スルモノトス

第十二条 帝国大学院ノ学業ヲ卒ヘタルモノ若クハ之ニ等シキ学芸ヲ有スルモノニシテ学士ノ学位ヲ賜ハルヘキモノアルトキハ文部大臣之ヲ奏請シ帝国大学總長之ヲ宣行ス

第十三条 帝国分科大学ノ卒業生中学芸優等ノモノハ帝国大学總長

ヨリ文部大臣ニ稟請シテ得業生ノ号ヲ与フルコトヲ得

第十四条 大博士少博士学士ノ学位及得業生ノ号ハ本条例ニ依テ受領シタルモノ、外ハ之ヲ称スルコトヲ得ス

但本条例公布前ニ官立学校ニ於テ某学士ノ称ヲ受領シタルモノハ尚其称ヲ襲用スルコトヲ得

(三) 学位令 一八八七(明治二十年五月二十日)

第一条 学位ハ博士及大博士ノ二等トス

第二条 博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス

第三条 博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経

タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議会ノ議ヲ経テ

ノ議ヲ経テ之ヲ授ク

第四条 大博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ博士ノ會議ニ付シ学問上特ニ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ経テ之ヲ授ク

第五条 本令ニ闕スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

(四) 博士学力検定条規 一八八七(明治二〇)年ころ

〔文部省令〕

博士学力検定条規

第一条 学位令第三条ニ依リ学位ヲ授クルハ〔帝国大学ニ於テ毎年十〔六〕月〕〔帝国大学〕各分科大学教員中ヨリ特ニ委員ヲ簡選シ試問ト論文〔トノ二項〕ヲ以テ試験シ更ニ評議会ノ議ヲ経テ其学力ヲ検定〔ス〕セシムルモノト〔シ其検定ハ毎年六月帝国大学ニ於テ之ヲ施行〕ス

第二条 大学院卒業生同様以上ノ学力アル者ニシテ博士ノ学位ヲ企望スル者ハ〔志望ノ学科ヲ定メ〕毎年〔五〕〔六〕三月〔十五〕三十一日マテニ精細ナル学業履歴書并ニ学業証書類ノ写ニ願書ヲ添へ文部大臣ニ差出スヘシ文部大臣ハ之ニ指令シ検定ニ付スヘキモノハ帝国大学総長ニ移シテ施行セシムルモノトス

第三条 〔各分科大学〕帝国大学各分科大学元東京大学及工部大学校ノ卒業生若クハ外国ノ大学校ニ於テ卒業セル者ニシテ四ヶ年以上上〔大学ノ〕教授〔二従事シ〕〔助教授〕若クハ〔従来各官庁ニ在リテ〕其学修セル事業ニ従事シ〔現ニ大学ノ教授タル者ニシテ〕相当ノ事

蹟アルモノハ委員ノ試「問」驗ヲ要セス帝国大学評議会ノ議ヲ経テ

博士ノ学位ヲ授クルコトアルヘシ

〔第一条〕学位令第三条大学院定規ノ試験ヲ經サル博士ノ候補者ハ

〔其〕詳細ナル学業履歴ヲ添ヘ文部〔省ヲ経由シテ〕〔大臣ニ当リ〕

学力ノ検定ヲ願出ヘシ〕

〔第二条〕学力ノ検定ハ帝国大学ニ於テ特ニ〔其〕教員中ヨリ選定セシ委員ノ試問ヲ経テ帝国大学評議会ノ議決ニ依〔リ之ヲ為スヘシ〕ル〕

〔第三条〕〔博士企望者〕帝国大学各分科大学卒業生元東京大學及工部大学学校卒業生〔准医学士〕ヲ除クノ外〔帝国大学各分科大学〕予科及本科ノ学力■■〔試問〕ヲ要シ其〔入学中退学シタルモノ〕予科卒業生ハ本科〔ノ〕ノ学力検定ヲ要ス

〔第四条〕〔五条〕帝国大学各分科大学卒業生元東京大学及工部大学学校卒業生大学校ノ其卒業〔後〕〔退学後〕後未タ二ヶ年経過セサルモノ及〔此際本科〕其他ノ〔候補〕企望者〔ハ〕ニシテ本科ノ検定ヲ受ケタルモノハ〔誓式ヲ行ヒ〕博士〔候補〕企望者名簿ニ其姓名ヲ記入スヘシ

〔第五条〕〔六条〕博士〔候補〕企望者ノ検定ハ帝国大学各分科大学〔卒業生及工部大学校〕元東京大学及工部大学学校卒業生ハ其卒業後二ヶ年其他ノ候補者ハ名簿ニ記入後二ヶ年ヲ経過シタル者ニ非サレハ之ヲ施サス而テ四ヶ年ヲ経過スルトキハ其願出ヲ無効トス

〔第七条〕博士企望者〔登簿〕記名了リタルトキハ帝国大学総長ハ〔其管理長ニ移シ其ノ〔之ヲ〕管理セシム分科大学長其都合ニ依リ〕

〔之ヲ〕其志望学科ノ主管分科大学長ニ「移シ」諮詢シ「之ヲ管理

セシメ分科大学長ハ總長ノ許可ヲ經テ教授中ヨリ「一名若クハ數

名ヲ選ヒ其」指導ヲ担当〔スヘキ者ヲ指定〕セシムヘシ

第八条 博士企望者〔ハ〕〔分科〕帝国大學〔總〕長〔ニ願出テ〕

〔ノ許可ヲ受ケテ〕ノ許可ヲ受ケタルトキハ各教場并ニ實驗所及書籍館等帝国大學ノ諸學場ニ入り其志願ノ學事ヲ講習スルコトヲ得

ヘシ但シ〔別ニ費用ヲ要スル實驗ヲ為ストキ〕別ニ學術若クハ技芸

攻究ノ費用〔アルトキハ〕ヲ要スルトキハ之ヲ弁償ス〔ヘキモノト

ス〕ヘシ

第八条 〔第七条ニ掲タル■候補者〕博士企望者文部大臣ヨリ檢

定ニ■其予科試問ニ對シ金三拾円本科試問ニ對シ金五拾円博士試問

ニ對シ金五拾円ヲ檢定料トシテ〔願出テノ節〕帝国大學ニ「之ヲ」

納ムヘシ〔而テ〕右ノ檢定料ハ落第若クハ願出ノ無効ニ屬スルトキ

ト雖トモ其一部〔若クハ〕及全部〔共ニ検定ニ及第セサルトキト雖

トモ之ヲ〕返付スルコトナシ但〔第九条〕大學院學生及第三条〔二

掲タル〕ノ規程ニ依ル〔依リテ検■〕者ハ檢定料ヲ納ムルヲ〔及〕

要セス